

介護職員等特定処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算は、平成 23 年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による介護職員の賃金改善の効果を継続する観点から、平成 24 年度から当該交付金を介護報酬に移行し、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されました。2019 年度の介護報酬改定では、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行加算に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」が新たに創設されることとなり、特に経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができる運用が認められることとなりました。

当法人におきましても「介護処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」を取得し、職員の給与に全て反映させておりますが、当該加算を引き続き受けるためには、職場の環境要件について HP 等に公開することが要件（見える化要件）になっております。

この見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境等要件	よいち福祉会の取り組み
資 質 の 向 上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護福祉士取得のための施設内学習会の実施</li> <li>◆介護職員実務者研修受講費用の助成</li> <li>◆喀痰吸引研修の受講支援</li> </ul>
労 働 環 境 ・ 処 遇 の 改 善	<p>雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</p> <p>ICT 活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</p> <p>介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</p> <p>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆有給休暇取得を積極的に推奨。 雇用管理に関する研修の積極的参加。</li> <li>◆介護ソフトの活用による記録の電子化、情報伝達及び共有のためのアプリの活用を行い、業務負担軽減を行っている。</li> <li>◆移乗用リフト、立位補助ロボット、特浴、リフト浴、電動ベッド（超低床ベッドを含む）を導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。</li> <li>◆育児休業制を積極的に推奨し、実績有り。</li> </ul>
そ の 他	<p>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</p> <p>地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</p> <p>非正規職員から正規職員への転換</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護以外の無理のない業務プログラム等を作成し業務を行うと共に、職員間で共有し働きやすい職場環境を整備している。</li> <li>◆学生のインターンシップの受け入れ、小学生と高齢者の交流、地域の行事に参加し住民との交流を図っている。</li> <li>◆介護福祉士取得により、非常勤職員から正職員へ転換している。</li> </ul>